

## 学生の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に対する大学の感染症対策について（第21報）

首都圏の緊急事態宣言が令和3年3月21日を期限に解除されましたが、今後の感染状況によつては、第4波、第5波に入ることも懸念されます。

学生の皆さんは、毎朝、必ず体温測定を行って健康状態を観察し、発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など、何らかの体調不良を認める場合は、登学をせず、症状が改善するまで自宅待機をして他人との接触は控え、各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、学生・留学生支援課（正規課程以外の留学生）（以下、担当部局）へ報告してください。特に、県外の方との接触があった場合は注意が必要です。なお、医療機関受診が必要な場合は、p6のフローチャート①を参照してください。

また、濃厚接触者となる等の理由で家族内に出勤・登学停止者がいる場合は、保健管理センターにて登学の可否について判断しますので、自宅待機の上、連絡をお願いします。

以下の①～③に該当する方は、各担当部局へ必ず届け出してください。①に該当する方は、夜間・休日の場合は守衛所（旦野原：097-554-7426、挿間：097-586-6620）まで速やかに届け出してください。

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断された方
- ② ①の方と濃厚接触\*し、PCR検査の対象となった方
- ③ ②のうち発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）がている方と濃厚接触した方

\*濃厚接触とは、患者と同じ家に住む人（家族など）、痰などの分泌物に予防策なしに接触した場合、対面で会話が可能な距離（目安は2メートル以内）で、予防策なしに30分以上ともに過ごした場合などをさす。それ違った程度は含まない。

感染が拡大する状況の中で、県境を越えた移動については、次のとおり対応してください。

＜県外移動について＞

感染者が多く出ている地域（※）への移動については、慎重な対応を行ってください。当該地域へ移動する場合は、会食を禁止するとともに、大分へ帰県後2週間は検温等健康チェックを行い、その間は、必ずマスクを着用の上、他の教職員、学生との接触は最小限に抑えてください。

感染者が多く出ている地域から入学する新入生については、来県後、2週間は検温等健康チェックを行ってください。

※「感染者が多く出ている地域」とは、以下のいずれかに該当する地域とする。

①3月23日現在で感染者の多い以下の地域

北海道、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県、沖縄県

②県独自で緊急事態宣言を発出した地域（3月23日現在は、宮城県、山形県）

③1日の感染者数が30人を超える日が続いている地域

### ●令和3年（2021年）度前学期の授業について

県外から帰県する学生や入学する学生が多いことを踏まえて、4月12日（月）～16日（金）の授業は、原則としてオンライン形式で実施します。ただし、この期間中も実験、実習等、対面が不可欠な科目については、感染予防策を徹底した上で、対面で実施します。

なお、4月19日（月）以降は、感染予防策を実施することが可能な授業（実験、実習等を含む）は、対面形式で実施し、受講者数が多い等の理由で感染予防策を実施することが困難な授業（実験、実習等を含む）やオンライン形式の方が教育効果の高い授業については、オンライン形式又はハイブリッド形式で実施します。

学外における研修、調査、フィールドワーク等は、県内に限り、感染予防策を徹底した上で許可します。

### ●サークル活動については、下記の通りとします。

課外活動については、所属競技団体のガイドライン等を踏まえた「サークル活動計画表」を作成の上、学生・留学生支援課（医学部は学務課）に提出し、許可を得てください。

ただし、感染者が多く出ている地域から入学する新入生については、来県後2週間は課外活動の参加を禁止します。

### ●以下のような【「新たな日常」に対応した行動変容の働きかけ】を実践してください。

- ・日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所には行かないこと。
- ・歓楽街や接待を伴う店での飲食はもとより、4人以上での飲食は禁止します。また、飲食の際にも会話の際はマスクを着用してください。

なお、県内においても、感染者が多く出ている地域からの来訪者との会食は禁止します。また、就職活動等、やむを得ない理由で県外へ移動した場合も同様とします。

- ・大声を出す行動（アパートや飲食店で大声で話すこと、イベント、スポーツ観戦、ゲーム等で大声を出すことなど）を控えること。
- ・マスクの着用、手洗い、消毒及び換気を徹底すること。
- ・ＪＲ、バス等の公共交通機関では、必ずマスクを着用して、感染予防対策を徹底すること。
- ・ライブハウス・カラオケ・ラウンジなどの利用は、当面、禁止する。

- ・感染者が多く出ている地域で開催される不特定多数の方が集うセミナー・研究会・説明会・スポーツ・文化活動への参加は、原則禁止する。やむを得ない理由で参加する場合は、感染予防策を十分に徹底すること。
- ・運動・スポーツをする際は、以下の文書を参考にすること。  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200522-spt\\_sseisaku01-000006777\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200522-spt_sseisaku01-000006777_1.pdf)

<感染予防策とは>

- ・こまめに手洗い・手指消毒
- ・咳エチケットの徹底（外出時はマスク着用）
- ・3密（密集・密接・密閉）を避ける。
- ・人との間隔はできるだけ2m（最低1m）
- ・会話は可能な限り真正面を避ける。
- ・窓を開け、こまめな換気（1時間に5～10分程度）
- ・地域の感染状況に注意する。
- ・その他「新しい生活様式」（大分県）を参照し、実践しましょう。

<https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/covid19-receiving-atarasii.html>

外務省からは、全世界を対象に「危険情報」のレベル2以上が出されており、現在、海外への渡航を禁止しています。親族の危篤等による一時帰国などで、どうしても海外への渡航が必要な方は、各担当部局へ届け出が必要です。

体調不良時や海外から帰国または来日した方に対する対策は、従来通りです。フローチャートを作成しておりますので、遵守してください。

### ●フローチャート① p.6

- ・すべての学生

1. 毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など何らかの体調不良を認める場合は、大学への登学をせず症状が改善するまで自宅待機とし、他人との接触は控えてください。速やかに担当部局へ届け出を行い、経過記録票の記入を開始し、毎日の健康状態を報告してください。また、医療機関に受診が必要な場合は、まずかかりつけ医に電話をして症状を伝え、マスクを着用の上、受診してください。どこの医療機関に相談するか迷う場合は、各都道府県の受診相談センターに相談してください。大分県は097-506-2755(24時間対応)です。
2. 下記①、②、③に当てはまる場合は、最寄りの保健所に電話で相談の上、指定された医療機関を受診してください。
  - ① 息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ② 重症化しやすい方や妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合

- ③ ①, ②以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
3. 2. に当てはまる場合は、速やかに、担当部局へ届け出て、受診結果を報告してください。

●フローチャート② p. 7

- ・海外から帰国または来日した方
  - ・海外から帰国または来日して2週間、健康な状態を維持できたことが確認できない方と濃厚接触した方
1. 海外から帰国または来日した方は、入国後、速やかに、渡航地域、渡航期間、利用交通機関（航空機便名等）等を担当部局へ届け出てください。症状の有無にかかわらず、入国日、濃厚接触をした日から2週間は登学をせず、公共交通機関の利用を避けて自宅待機とし、他人との接触は控えてください。入国日、濃厚接触日より2週間は、毎日体温測定をする等、別添の経過記録票に健康状態を記入し、毎日各担当部局に報告してください。また、入国後、空港近辺の施設で2週間隔離後に来県した方も、1週間は登学せず、自宅待機し健康観察してください。
  2. 健康観察中に発熱や咳等の呼吸器症状、嗅覚・味覚異常等、新型コロナウイルス感染症が疑われるような症状が出た場合は、最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関などの指示を仰ぎ、事前に居住歴や渡航歴を連絡した上で、マスクを着用の上、指定された医療機関に速やかに受診してください。また、結果を各担当部局に届け出してください。
  3. 健康観察後、発熱なく、体調に異常を認めなかった場合は、各担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察期間を終了とします。

\*情勢が刻々と変化しておりますので、これらの対策については、今後の感染状況の変化に伴い、見直す可能性がありますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の感染症対策は、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」が基本です。別添のポスターを参照の上、感染症対策に万全を期してください。

現在、感染の拡大を防ぐための重要な時期にあるため、下記ウェブサイト等から最新の情報を収集してください。

【新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト】

- ・東北医科薬科大学病院HP 新型コロナウイルス感染症～市民向け感染予防ハンドブック  
(新型コロナウイルス感染症について分かり易く書かれています。)  
[https://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/manager/wp-content/uploads/2020/12/1【日本語ver3】新型コロナウイルス感染症\\_市民向けハンドブック第3版\\_20201223.pdf](https://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/manager/wp-content/uploads/2020/12/1【日本語ver3】新型コロナウイルス感染症_市民向けハンドブック第3版_20201223.pdf)

- ・大分県HP 新型コロナウイルスに関するお知らせ  
<https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/>
- ・県内の新型コロナウイルスに関する相談窓口について  
<https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/soudannmadoguti.html>
- ・厚生労働省HP 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q15](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q15)
- ・国立感染症研究所HP <https://www.niid.go.jp/niid/ja/>
- ・外務省海外安全HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・日本禁煙学会HP COVID-19 の重症化因子に関する見解  
[http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content\\_id=243](http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content_id=243)

#### **【English Website】**

- ・Centers for Disease Control and Prevention (CDC)  
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/guidance-hcp.html>
- ・World Health Organization (WHO) <https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

令和3年（2021年）3月23日

国立大学法人大分大学長  
大分大学危機対策本部長

北野 正剛

## フローチャート①

すべての学生は、新型コロナウイルス感染症対策として、毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。

発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など何らかの体調不良を認める場合は、大学への登学をせず、症状が改善するまで自宅待機をして他人との接触は控え、速やかに担当部局へ届け出を行い、経過記録票の記入を開始し、毎日の健康状態を報告してください。



医療機関に受診が必要な場合は、まずかかりつけ医に電話をして症状を伝え、マスクを着用の上、受診してください。どこの医療機関に相談するか迷う場合は、各都道府県の受診相談センターに相談してください。大分県は 097-506-2755（24 時間対応）です。

↓

症状が改善しない

- ① 息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方\*や妊婦で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ③ これら以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

↓

症状が改善

発症後 8 日経過、かつ、解熱後および症状消失後 3 日経過していれば登学可  
例 1：6/1 に発症し、6/5 までに解熱および症状消失した場合は、6/10 より登学可  
例 2：6/1 に発症し、6/8 に解熱および症状消失した場合は、6/12 より登学可

↓

最寄りの保健所に電話で相談の上、  
指定された医療機関を受診してください

↓

担当部局へ経過記録票を提出し、  
経過観察を終了してください

速やかに担当部局へ届け出を行ってください

- 学生・正規課程の留学生は学務課・各学部の学務係へ
- 正規課程以外の留学生は学生・留学生支援課へ

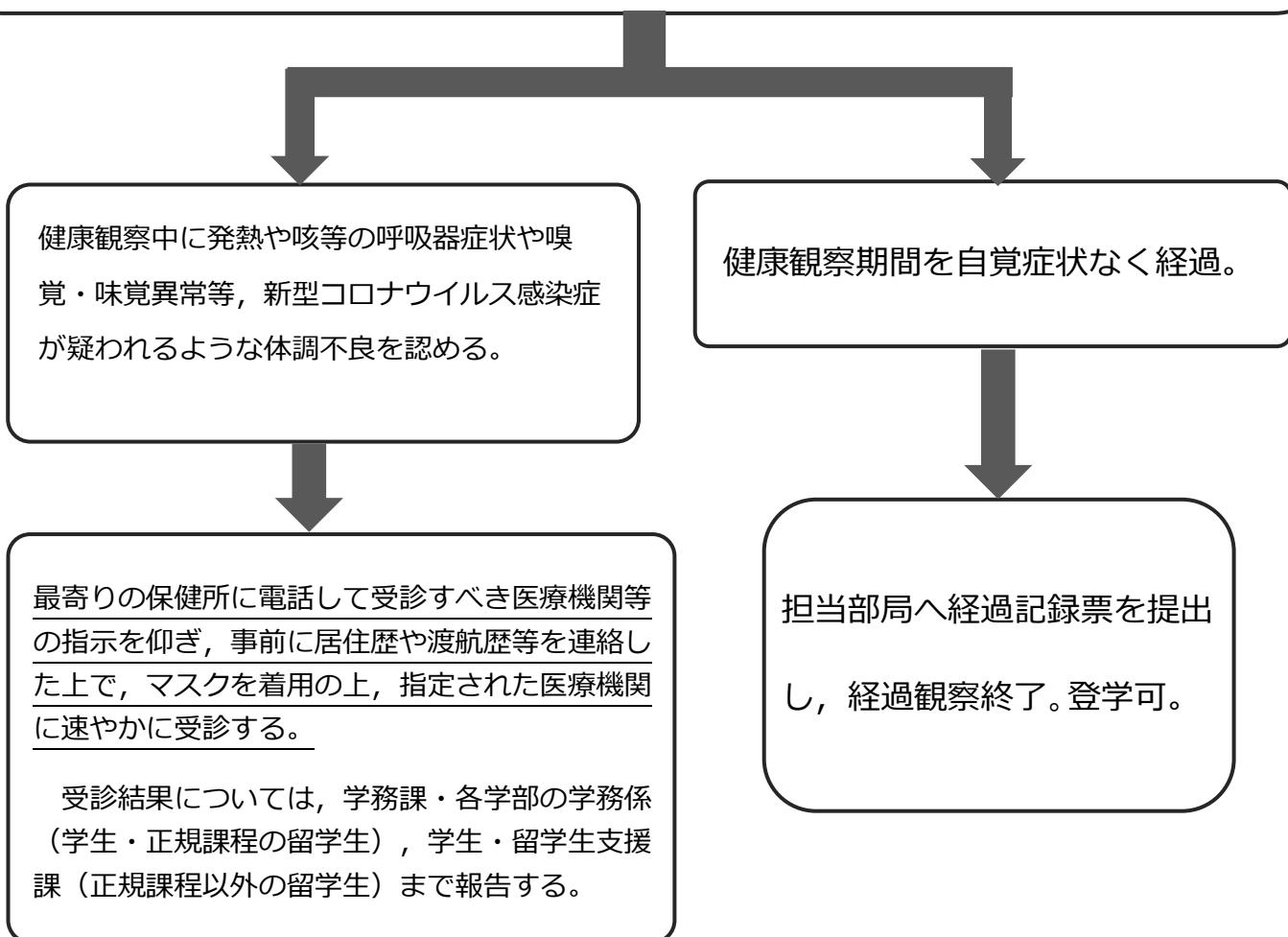
※自宅待機となった場合、授業は公欠扱いとなります。

\* 重症化しやすい方…高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、喫煙者

- ・海外より帰国または来日した学生
- ・海外より帰国または来日して 2 週間、健康な状態を維持できたことが確認できない方（同居者等）と濃厚接触した学生

該当する方は、大学の感染症対策を徹底するために、下記の流れに沿って行動してください。

上記に該当する方は、学務課・各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、学生・留学生支援課（正規課程以外の留学生）に報告し、入国日、濃厚接触日から 2 週間は、大学への登学は停止し自宅待機とし、毎日体温測定を行い、経過記録票を記入する。厳重に健康観察を行い、外出を控える。また、入国後、空港近辺の施設で 2 週間隔離後に来県した方も、1 週間は登学せず、自宅待機し健康観察を行う。健康状態については、学務課・各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、学生・留学生支援課（正規課程以外の留学生）へ毎日報告する。



## 【 経過記録票 】

- ・該当するフローチャートに沿って記入してください。
  - ・記入後は必ず各担当部局に提出してください。

氏名 ( )